

令和2年度 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

日時 令和2年8月6日(木) 午後3時から午後5時まで
場所 あまがさき・ひと咲きプラザ ひと咲きタワー 7階研修室 701
出席者 委員18人(代理出席含む。)

会議要旨

1 開会

出席状況等の確認

2 協議事項

(1) いじめ対策のための取組について **資料1・2**

事務局から、資料1に基づき令和元年度の会議経過等を説明した後、A委員から、資料2と議題の趣旨について説明があった。その後、各委員から意見等の発表があり、全体で協議を行った。

資料の内容・議題の趣旨

- ・資料2は昨年度のグループワークで出た取組のうち、複数のグループが優先順位を高いと位置づけた20項目について、現在実施されている取組をまとめたものである。
- ・20項目について、現在実施されている取組を検証しながら、“実際に実施できているか”、“改善の余地はないか”、“今後実施したい取組は何か”の3つの視点で意見交換及び協議を行う。
- ・意見等については、当協議会から市への提言とすることを考えており、次回までに事務局が整理し、報告する。

*各委員の発言要旨

(C委員)

取組について、いじめの定義をしっかりと4月の時点で教職員へ周知するようにしている。積極的にいじめを認知し、大きく捉え、重大事態になりそうな場合には、SCやSSWにも入ってもらって会議をしている。また、いじめ対応チームは各学校にあり、多いところは毎週会議をしている。他に、いじめアンケート、教育相談は学期に1回行い、学校環境適応感尺度「アセス」も実施しており、アンケートは必ずその日に管理職まで確認している。

アンケートなども大事だが、子どもの土壌の中に、いじめを許さない雰囲気を作ること、そのための学級づくりも必要で、行事を大事にし、学級づくりを進めている。さらに、若い先生が増えてきており、学生時代に勉強が中心で、色んな経験をしておらず、経験や体験が少ない。なので、ベテランの先生とペアを組んでチームで取組んでいる。また、資料一覧の中の、小中学校間の引継ぎや連携(資料2番号13)にも取組んでいて、個別の案件にも対応しているので、以前よりは改善されてきている。他には、生徒会を中心としたスマホの使い方を考える活動などがあり、外部の専門機関に来てもらって、スマホについて考えたりしている。

(D委員)

いじめはアンケートで発見されるのが大半であり、多いところは毎月やっているよう。小学校の低学年だと親からの通報も多いと思うが、高校においては、アンケートに次いで生徒自身

が述べてくることで発見される。いじめの定義は大きく3回変わってきていて、今現在は、本人が感じたらいじめとなる。いじめがないはずはないとの考え方で、県の方でも動いている。

個人的に誤解を恐れず話をすると、OECDが世界でやったアンケートをみると、日本はいじめが極めて少ないと同時に、学校での生活は満足できる生活かという問いに、満足できないとの回答割合が高い。これは非常に曲がっている、屈折している状態といえる。いじめの定義を考えると、人間的な成長に必要な人と人とのぶつかりあいがいじめになっていくため、学校現場の先生が悩んでしまう。生徒自身がどうしたらいいかを考えることや、耐性、心の教育といったことができていないと思う。諸外国のように、豊かな心づくりや、どのように生きるべきか、どのように自分を見つめ直すべきか、という姿勢が高校でもほとんどできてない。今後の道徳に、もっと自分を見つめ直す視点を取り入れる必要があり、模索している。

本校は不思議なほど、いじめがない。自宅での家庭学習中も、3回ネットを使ってアンケートを実施し、親との関係に関する内容も含めて調査したが、いじめはなかった。なぜかと言うと、生徒自身が口に出せない、表現できない、苦しさを言えない、というのが多い。本来の思っていることを言えない、こういえば親が困るのでは、という考えが高校生にはある。心の成長段階からもわかるが、いじめをどう捉え、考えるかが曲がり角だと思う。

近年、世界というものが近づいてきており、今の状態で社会や世界へ出ていくと困る子が山ほどいるはずで、特にうちの生徒は戸惑って、人間関係づくりができないのではないかと思う。

(F 委員)

市内の状況でいうと、学校生活は落ち着いている。ただ、校外ではバイクの乗車、落書き等の報告、コロナで休校期間が長くなり、家庭内トラブルで虐待事案の報告は受けている。

いじめについて、本校も積極的認知に取り組んでおり、中学校生徒指導研究協議会での情報交換の際には、小学校からの引継ぎに関する話もある。小学校の時の問題を抱えたまま中学校へ進学し、中学校で解決することが難しい事案や、親も絡んできている状態で、中学校の教員としても見守らざるを得ない事案もある。

子ども達の変化に気づく(資料2番号12)のために、本校では、登下校中に門前の挨拶で子どもの様子をみたり、担任が連絡帳を使ってコミュニケーションをしっかりと取りながら、変化をみたりしている。さらに、情報共有(資料2番号11)が必要ということで、生徒指導委員会、いじめ防止委員会、不登校委員会等の各委員会を開いて、職員会議で学校全体、学年を超えた情報共有に努めている。

いじめアンケート等は学期ごとに実施しているが、アンケートはいじめられたという感覚があれば“○”となり、親に言うまでもない軽微なものなどは、認知をして、様子を見るという対応をしている。また、校内での対人トラブルが進展して、いじめとして認知することもあれば、SNSなどの目に見えないところでのグループ内トラブルがいじめに発展することもあり、どこで何が起きているかわからないので、アンテナを張っている状態である。そのほか、いじめアンケートやアセス、ストレスチェックで子どもの様子を見ることに加え、教育相談で担任が様子を見たりしている。

コロナで体育大会等の行事が中止になり、その分、子どもたちと一緒にいれる時間も多いため、気づいたら対応をしていくという形をとっている。

(I 委員)

いじめを受けている子どもは、学校に居場所がなく、家族にも悩みを打ち明けられない。子どもが信頼し、悩みを打ち明けられる大人がいる場所や、安心して過ごせる場所を色々なところに増やす必要がある。昨年10月オープンしたユース交流センターでは、子どもたちのニーズに応えるため、公共ラウンジにゲームコーナーやタブレットを設置し、カップ麺の販売やイ

ベントの実施、スタッフや中高生同士の交流が図れるよう工夫を行い、子どもたちが安心して居られる、居心地のよい環境づくりに取り組んでいる。

また、いじめの悩み相談をしてもらえるよう、スタッフと子どもたちの関係構築にも取り組んでおり、実際、いじめの相談を受けて学校へ報告し、今後を注意深く見守っている事例もある。他には、地域団体が学校内に居場所カフェをオープンしている。そこでは雑談、ゲーム、読書ができる心地よい空間を作り、生徒の思いを受け止めて、話し相手になり、進路、友人関係、様々な課題を抱える青少年たちを見守り、支えることを目的に、生徒と地域の人々とのつながりづくりをしてくださっている。その中で、ひとりぼっちの生徒とスタッフの関係ができて、個別相談の末にバイターンにつながることや、カフェで初めて話す生徒同士の新たなつながりができるなど、学校にカフェがあることで気軽に立ち寄れる、そこで見守られる子どもたちがいることが重要なことである。子どもの居場所づくりに引き続き取り組んでいきたい。

(K 委員)

当課は学校に対するいじめ対策の中心になる部署で、昨年2学期から、いじめアンケートを統一様式にした。各学校で各学期1回実施してもらい、その日のうちに確認し、本人が苦痛を感じているなら必ず聞き取りをして、認知するよう伝えている。また、資料2番号8、9、11、12については、各学校で取組んでいただいているところである。

ちなみに、いじめの認知は、小学校でH30年度217件、R1年度1536件で、一気に増えている。中学校でもH30年度99件、R1年度475件で5倍近く増加し、市立高等学校は、H30年度12件、R1年度21件で倍増している。

いじめは悪いことだとイメージを持ちがちだが、本人が困っているという意識で疑いのある段階で認知し、必要に応じて大人が介入、関係機関と連携をして、本人が悩んでいるところを見守りしなくてはならない。先生方の意識をしっかりと子どもに向けるという姿勢で認知を進めてもらっている。

その先の対応(資料2番号10、11、12)は、当課が研修をしなくてはならない。R1年度は管理職と生徒指導の教員向けに、学校で伝達研修を実施。R2年度は、年次研修で幅広く指導主事が研修をしている。また、学校からの依頼に基づき、いじめ対応研修や人権研修、生徒指導事案にかかる初期対応など、いじめの対応策の持つ意味について理解を深めてもらっている。

今後、先生の感度をあげてセンスを磨く(資料2番号12)ことについて、子どもたちにも色々なタイプの子がおり、物事の受け捉え方が違う。子ども同様、保護者も学校が意図する捉え方をしておられないことから感情の行き違いになり、トラブルになるということがあると思う。捉え方に特性がある子ども対応の仕方などを幅広く取り上げていくことが、教員のセンス、特に若い人、これからどんどん活躍していく教員に対して必要だと考える。

また、被害者のかけこみ先としての子どもの人権擁護委員会(資料2番号20)について、今も教育委員会や学校、関係機関があるが、悩んでいる保護者が、特にいじめとなった時に、相談先に迷ったりするので、相談先となるところがたくさんできれば、より早い段階から手が打てるようになると思う。すごくいい取組だと感じる。加えて、スマホのルール作りは学校が取り組んでいるが、さらに進めていけるよう協力したい。

(M 委員)

当課は、教育相談(資料2番号18)を実施している。SCの派遣は県事業だが、小中学校30校に配置し、SSWも9名を中学校区17校区に配置、派遣している。学校現場では、実情に応じてSCを活用してもらっており、直接的な児童生徒へのカウンセリング、相談体制の構築、先生方の相談に対応している。SSWは、児童生徒の環境改善、子どもの抱える家庭、人間関係、学校環境に視点をあてた支援をしている。

また、市の相談窓口では8名のカウンセラーが対応しており、同時に、匿名報告アプリ「STOP IT」にも配置したカウンセラーが相談対応している。

取組の改善の余地について、STOP IT へは匿名で通報が入ってくるため、具体的に支援を進める際に戸惑うことがある。学校へ連絡しても把握することが難しく、見守りなどの具体的な手立てが打ちにくい点を、今後、検討していかないといけない。また、SSWの増員、現在の9名から12名にするなど、最終的には17中学校区に配置することを考えている。学校への支援、連携体制をより緊密に行っていく必要がある。

(O 委員)

主に、子どもだけでなく、人権擁護にかかる調査・救済活動、啓発活動等、尼崎の人権擁護委員の方と連携しながら進めている。その中で、子どもを含む活動としては、子どもの人権110番と子どもの人権SOSミニレター（資料2番号18）という活動をしている。趣旨は、子どもから相談を受け、いじめを含む子どもについての問題を早期に発見し、事件性があればそれに対して調査・救済する。具体的に、子どもの人権110番については、子どもがかける専用ダイヤルを設け、いじめや家庭の問題も含めて承り、それに対して相談員から適切な回答をする。この活動は法務局のHP、尼崎市の市報で広報しており、小中学生全員を対象に、各学校を通じてステッカーなどを配布するなど、電話番号やダイヤル案内の普及活動を行っている。今年は8/28-9/3に強化週間を設け、重点的に取り組んでいきたいと考えている。また、子どもの人権SOSミニレターについては、小中学生を対象に、便箋を事前に配布し、その手紙に悩み事を書いてもらい、相談員が手紙の返信をする。当初は小学校5・6年生を対象としていたが、後々にニーズがあり、対象を小中学生全員に拡大している。こちら、子どものいじめに関する部分も含めた、問題の早期発見を目指している。

また、当支局では人権の啓発活動をやっており、いじめの防止策でいえば、人権教室が該当する。各学校からのオーダーに応じて、人権の尊さなどについて全般的に講演している。さらに、人権作文では中学生を対象に、毎年人権についての作文を書いてもらい、今の中学生が人権についてどのような意識をもっているかを、いじめだけでなく、広い意味で捉える活動を行っている。ちなみに、コロナの関係があり、今年は中止だが、コロナが収まり次第、来年以降は引き続きやっていきたい。

取組の改善という意味では、活動の対象を拡大して取り組んできた経緯があり、委員みなさまの意見からいいヒントがあれば、それを改善につなげていきたい。

(Q 委員)

日頃、学校や地域団体を始め、子どもたちは色々なものに接しながら学校生活を過ごしているわけだが、その中で、いじめの発生は、家庭環境やその成長していく（生まれてから学校に通うまでの）環境が大切だと保護者は思っている。最近の家庭は、食事をしている時に、親も子どももスマホを見たりテレビを見たりで、まったく会話をしなかったり、一日一回の挨拶すらせず、朝から晩まで会話をしないお父さんお母さんが多くなっているというのを聞く。PTAとしては、心のバロメーターとして、挨拶からその時の子どものトーンによって色んなことがわかるのではないかと考え、一番単純なことではあるが、連合会で改めて挨拶を推奨している。

また、スマホの低年齢化が進み、今はもう小学校2、3年生でも携帯を持ち、携帯を持っているか持っていないか、それは去年の型式だ、などの話からいじめが発生する。全く、今の私たちが思っているより先の次元をいっている気がする。その辺を少しでも、私たちが先行して見つけ、打開していくことが必要だと思う。今後、SNS等のセミナーや勉強会、低学年に対する研修も進めていこうとしている。

先に、いじめの認知や先生の感度を高める（資料2番号12）という話があったが、保護者としては、できればその測り方、基準を知りたい。そうすることで、自分の子どもや周りの子

どもたちのことが少しでもみれるようになる（資料2番号8）。学校だけに頼りすぎず、自分の子どもや周りの子どもたちにとってもそうした保護者の温かい目が必要だと思う。

小学校・中学校の情報共有（資料2番号13）について、難しいとは思いますが、幼稚園・保育所では日々の子どもたちの日誌をつけたりしている。その年齢ですでに、いじめる子、いじめられる子は、大なり小なりある。できれば小学校へ進学する時にも、何かの形で情報が届くようになれば、今と違った見守りができるかもしれないと思う。

そして、学校で先生の働き方改革を進めているが、色んな面で負担をかけていることを痛感する。ただ、忙しさにかまけてではないが、純粋に、子どもたちに対する時間を費やせる環境や子どもたちともっと自由に接する時間、子どもが先生とのコミュニケーションの中で感じるものを得る機会が非常に少ない点を改善できればよいと思う（資料2番号14、15）。

また、コロナ禍で、子どもが公園で遊んでいたら通報されるということがあった。地域の方々とのコミュニケーションが必要であり、逆（変化などの気づきに関する情報提供）もあればありがたい。

(T 委員)

Q 委員の意見には、ほとんど賛同するので、そこに立って話をする。そして、法務局の取組を補足すると、人権作文の他、尼崎市独自で人権書道をやっている。啓発活動や人権教室は学校の負担になっていた分をやめた。また、今年の子どもの人権 SOS ミニレターは7月上旬に配布したが、コロナにより学校が休校なので、もっと早くすべきだとの話があり、取り急ぎ在庫分を配布した。できるだけ子どもたちの気持ちを学校がちゃんと把握し、こぼれてきた子どもたちも把握したいという想いだ。

今日の議論にあたり、意見がある。前回までのワークショップでは取組主体を、行政と学校、家庭に分けていたが、今日はその視点がない。取組の実施を考えるには取組主体の視点がないと、各委員が取組項目を個人の重要度に基づいて発言してしまい、全て重要な取組であるにも関わらず、偏りが出てしまうので、取組主体の視点は残すべきだったと思う。

取組の中で特に気になるのは、保護者や先生の感性を磨くこと（資料2番号12）である。その感性は、例えば、教室の机が曲がっている時や、保護者から子どもの言葉が悪くなったという話があった時などに、何かあると感じる感覚である。それを磨くには研修が重要であり、特にいじめアンケートなどで発見されたものには意味があるので、その意味が読み取れるようになるために、初任者研修のようなものが必要に思う。過去、アンケートは教員自らが作成しており、作成過程で気をつけるべきことや学校が荒れる時の兆候などを共有できていた。その過程が大事であり、これを機に、学校と保護者の関係づくりも含めた初歩的なものを作っていくべきである。そのためには、尼崎市ですすでに作られている「尼っこの笑顔のために」や「うちの子は大丈夫」といった資料を見直すことが必要である。また、兵庫県教育委員会からもチェックシートは出されている。知識だけでいじめの対応を考えてしまっている流れがあるように感じるが、子どもは知識だけでは動かないので、言葉がけのニュアンスひとつひとつ、教師や保護者が持てているかということを見直すべきだと常々思う。

(W 委員)

所管しているこども青少年課では、ユース交流センターを通じて、子どもの居場所づくりに取り組んでおり、こどもの人権擁護担当では、市のいじめ防止基本方針の見直しや、子どもを擁護する第三者機関の設置を令和3年に向けて取り組んでいる。

国の経済財政運営指針「骨太の方針2020」の中に、キーワードとして社会的包摂の実現という言葉が入っていた。社会的包摂の意味を調べると、排除の反対語で、社会的に弱い立場にある人を含めて、市民一人一人が排除とか孤独とか孤立から、社会の一員として取り込んで、支え合う考え方、とあった。国として、誰もが取り残されない社会を実現するということだと

思うが、子どもの学校におけるいじめに置き換えても同じことに思う。例えば、子ども自身も教員も、また、保護者も地域全体も、いじめの端緒が見えた時に、見て見ぬふりをしない風土づくりが大切だと思う。自分の所管の中でも、そういった風土づくりをする働きかけをそれぞれの立場で作っていくことが大切で、取組を進めていきたい。

(U 委員)

行政の我々の所管でいうと、ユース交流センターの居場所づくりの取組（資料2番号19）や、被害者のかけこみ先の第三者機関としての子どもの人権擁護委員会の設置（資料2番号20）を、令和3年4月オープンを目標にやっつけていこうとしている。

学校の先生が非常に忙しいという話があり、忙しさを少なくするための取組に加えて、連携した取組がやり切れていないと感じる。例えば、子どもの変化に気づくこと（資料2番号6）や、変化に気づいたことを共有する場（資料2番号9）でいえば、登下校の時に、PTAの方が旗持ちで、子どもたちの見守りをしてきているが、その時に気がついた変化を学校へ知らせたり、定期的に地域の方が学校を参観することで、いじめの早期発見ができないかなと思う。地域と学校がうまくつなげられるような取組を、もっと積極的にできないかという想いを持っているのも、ここにあるものを膨らましていければと思っている。

(V 委員)

いじめ問題については、重大事態につながるような事案をどのように防いでいくのが、非常に重要な観点だと思う。いじめの自体の定義が広範になっているので、ケース数も多くなっていく。その中で、重大事態につながる事案をどれだけ減らしていけるのか、重大事態に至らないように、未然に防いでいくのか、ということが非常に重要なポイントだと思う。過去に起きている重大事態等をみると、家庭内でも学校内でも居場所がない子どもが比較的、自死等の傾向があるように見受けられる。そういったことを考えると、学校や家庭以外の場所が、子どもの安心していられる居場所として存在していることが重要だと考える。

なので、家庭や学校以外の居場所をどのように作っていくのか（資料2番号19）が重要で、ユース交流センターなどは地理的に園田地区の端っこにある施設なため、市全体で考えると不便な場所にある。そうすると、単にこのユース交流センターのことだけを考えず、全市の中で、子どもたちの居場所がたくさんあるという状況を、どのように作っていくのかというのが大事となる。

また、学校でも家庭でもない場所、ないしは相談相手として、かけこみ先的な、特に被害者が相談したりとか、打ち明けることができるような、学校の先生でも家庭の人でもないような人が存在するということが大事だと思っている。現在進めている子どもの人権擁護委員会の設置（資料2番号20）は、今後のいじめの重大事態を防ぎにいく、という観点からも重要と考える。

(S 委員)

少年補導としては、子どもたちを地区で見守っており、「おはようございます。」「いってらっしゃい。」「おかえり。」3つの温かい普通の言葉を子どもたちにかけている。いじめには直接接していないが、もしいじめを見たら、先生とか警察に連絡するように、言われている。地域で子どもたち一人一人に声をかけていって、これからも一人一人に温かい声かけをしていきたい。

(P 委員)

ひと昔前は、いじめがあっても、子ども同士の教育的範疇ということで、特段関与はしなかったが、昨今、いじめ事案が増加してきて、いじめに伴って、自殺者、重大事態に発展するこ

とも多くなってきた。最近では警察も積極的に関与していて、犯罪事実があれば事件化、仮に犯罪にならなかったとしても学校と連携をとって、いじめに対して積極的に対応していくという姿勢に変わってきている。

未然防止という意味で、この場で話している取組が実現できていけば、いじめは減っていくと思う。どうしても警察なので、できることは規制することや、発生した後の話になるが、地域や関係機関の連携（資料2番号17）というところで、警察も昨今、親御さんからいじめに関する相談がある。相談内容は、学校で殴られた、悪口を言われた、学校に一義的に相談や対応はしてもらっているが説明に不満があったりして、警察に来るという方が非常に多く思う。一義的な対応で失敗すると、小さな事案でも親御さんの被害感情が大きくなって、最終的には訴訟問題、学校を転校したりと、大きなことになっているように感じる。これを防ぐために、教育的なスキルは持ってないけれども、トラブル対応に関しては、それなりのノウハウを持っている警察に、暴行、間接暴行、脅迫といった犯罪に基づくような事実があれば、どんな軽微なものであっても、早い段階で学校側から警察に相談してもらい、一緒に問題のアクセスから、最後のゴールまで、ケース会議などを開いて協働で進め、誰がどこまでどのように説明するかなどを明確にしていけば、保護者の不信感が少なくなり、もっと小さな段階で解決できると思う。このように警察も積極的に利用してもらい、関係機関同士が連携していけばよいと思う。

(N 委員)

こども家庭センターでは、いじめ相談に直接関わることは少ないが、学校から連絡を受けたり、本人が直接189のホットラインを通じていじめを受けているとの連絡があって、支援していくケースはある。その時は、市の家庭児童相談所、学校と連携を取って対応したりしている。虐待相談の中に、いじめを受けているという話もあっていじめの問題に関わっていくところもあるので、市の児童相談室（いくしあ）を通じて対応をしている。

こども家庭センターは、家庭の中で、特に保護者の話を聞いたり、子どもの発達検査などをして特性であったり、どう考えているかを聞いていくことがあるので、学校で困っていることを聞いたら、学校へフィードバックしている。親の方にも課題があれば指導していき、家庭環境を整えていくといった作業をしている（資料2番号3、4）。

関係機関との連携、特に学校と協力しながら対応していけたらと思っている。

(L 委員)

今年度、多様性のまち、共に生きる共生社会を目指し、特別支援についての基本方針を策定している。特別な支援が必要な子どもたちの就学前から就労までの骨組みを作っていきたいと思っている。その中には、特別な支援が必要な子どもたちの周りの児童生徒、保護者への理解、啓発といった内容を盛り込み、個性を認め合っていけたらと思っている。

特別支援が必要な子どもたちは、アンケート等に自分で書くことが難しいこともあるので、学校現場で、休み時間や登下校時の情報交換を密にしたり、学校とPTA、地域と保護者とが普段から交流や会話をすることが大切だと感じている。昨年度まで私も学校で校長をしていたが、生徒指導問題が起きた時、『ケーキの切れない非行少年たち』という本にもあるが、平成24年の文部科学省の調査によれば、発達障害の可能性のあるまたは特別な教育的支援を必要とする児童生徒の中では、通常学級において、学習面または行動面において、著しい困難を示す児童生徒は推定値で6.5%となっており、認知機能の低さが認められているといえる。実際、アンケートからの子どもたちからの声の内容や、どうして指導されたのかわからなかった、また、体罰・暴言を言われたり指導されているけれども、その内容が理解できていなかったということが、3～4年後に発覚したというケースもある。

当課では、外見では全くわからないが、特別支援学級に入れるか普通学級に入れるかといったふるいにかけるのではなく、支えていくために必要な支援を見つけて、調査結果等も含めた

情報を幼い時期から学校に提供できるようにしたい。いじめは、いじめる側といじめられる側のどちらになることもあるが、早めの支援体制、早めの手助けができればなと思っている。

(J 委員)

被害者のかけこみ先（第三者機関（資料2番号20））としての子どもの人権擁護委員会を紹介したい。近隣では、川西市や宝塚市に設置されている。

いじめは、学校や家族、親に相談しにくいこともあり、そういった時に、学校や家庭から離れた独立した機関として第三者機関があれば、相談しやすいこともある。

現在検討している主な取組は3つあり、1つ目は、子ども自身や保護者等から子どもに関する相談を受け、子どもに寄り添い、または、子どもの代弁者となって子どもの最善の利益を大人の関心事として学校や保護者と調整しながら、最終的には関係修復を目指して、相談・調整をしていく機能。2つ目は、個別の相談ケースに対応していく中で、そもそも学校、行政、家庭に何らかの背景があつて、その背景の改善が必要な場合、制度の見直し・改善を提案していくような、提案機能。最後に、子どもの権利について、子どもだけでなく、大人に対しても、子どもは今を生きる存在であり、社会のパートナーだということをよく知ってもらうための啓発機能である。その活動には、子どもと一緒に参画していけたらなおよいのではないかと、検討している。

(H 委員)

普段、子どもの支援を現場で担っておらず、人権全般についての所管をしている。今年の3月に、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例を制定した。子どもに限らず、あらゆる人権について、尊重されて、暮らしやすい街を目指そうという理念条例で、今年度は人権の推進計画を10年計画として作っていく予定にしている。その中で、重要人権課題の一つとして、子どもパートがあり、先だってこれまでの市の取組、課題、今後の方向性について、審議会における議論があつた。その中でも、児童虐待、体罰、いじめなどは、子どもの生命や身体の安全を脅かす人権侵害であり、人権擁護に向けて取り組むべき喫緊の課題だと謳っている。ただ、すべての人権に関する計画のため、たくさんの視点や熱意があり、専門性も高く、重いか軽いかという甲乙がつけ難い内容だと実感しており、計画を所管する立場として、どこまで盛り込んでいくのが非常に難しい。

審議会からいただいた意見でもあるが、いじめも含めて、人権侵害に関して取組を進めていくためには、家庭や学校だけでは難しい。地域が育てていく、見守っていく視点、地域を巻き込んだ取り組みを進めた方がよいとのことだった。なので、地域学校協働活動（資料2番号17）に関心があり実情や想い、課題を聞いて、計画の中にも盛り込んでいきたい。

(E 委員)

小学校の大きな特徴は学級担任制で、担任の先生が、クラス子ども達を抱えるという特殊な環境にある。問題が起こった時に、どうしても担任の先生が問題を抱えてしまうという側面が必ずある。新卒（新社会人）の先生もほとんどがクラスを持つので、先生が抱えこまないように、学年団を始め、できるだけ多くの先生が各クラスに入るようにし、複数の目でクラス子どもたちをみる仕組みを作っている（資料2番号10）。もちろん、ただ教室に入るだけでなく、様子がおかしい子どもをみるなど、担任ひとりではできない様子を複数の目でみるようにしている。また、管理職の先生にも入ってもらい、教員同士がつながって実態把握を進め、若い先生を育成している。

アクティブラーニングなどの学び合いや相互学習（資料2番号1）を研究手段にしていると、ころが段々と増えてきている。認め合いや他者トーク、他者理解という視点を育てることに繋

がっているところに良さのある取組である。そこが浸透していけば、お互いに学び合える子どもたちが育っていくと思う。

また、家庭内でパワハラ発言をしない（資料2番号3）、コミュニケーションをとる（資料2番号4）ことについて、低学年は保護者と連絡を取ることが頻繁にあるため、必ず悪いところだけでなく、いいところも含めて連絡し、子どもたちが家庭で褒めてもらえる情報を必ず入れるように心がけている。これが解決策になるかはわからないが、家でも認めてもらえる環境、居場所づくりをしている学校がほとんどだと思う。一方、小学校の弱点は、中学校に比べて関係機関とのつながりが薄いところかと思う。小学校の生徒指導担当は学級担任を持っていることがほとんどで、フットワークが思うように運ばないことや、若い先生が生徒指導担当をすることもあるので、情報量として持ち合わせがないということもあり、そこが今後の課題かと思う。

(B 委員)

小学校の取組で、情報共有（資料2番号11）は色んないじめに関しても、生徒指導の肝だと思うので、小学校の研究協議会などで情報交換する場を設けている。学校単位でも、学級担任ひとりで子どもをみるというのは偏ってしまう面があるので、できるだけ複数で、色んな角度からみるということが大切であり、1人の子どもに網をかけてみるような体制を作るということがポイントになると思う。

子どもと向き合う時間の生み出し方（資料2番号15）にも関連があるが、マンパワー不足が大きな課題だといつも思っている。学校現場だけではどうしようもないところもあり、行政の仕組みを含めた中で、今後切り込んでいってもらわないと、しんどい面が増えていくと日々実感している。

*全体協議の主な発言要旨

(A 委員)

たくさん意見をいただいた。今から25～30分程度話し合う時間となる。さきほど、(ダイバーシティ推進課より)地域学校協働本部の取組について、どのように学校と地域が協力しているのかという質問があったので、小学校教員の委員に発言をお願いしたい。

(B 委員)

小学校は41校あるが、地域学校協働本部ということ言えば、各学校によって、早くから取り組んでできる所と最近始めたところがあり、取組の状況段階が違っている。基本的には、地域の方と協力しながら子どもを育てていくということが、一つのベースで、学校教育の中でなかなか手の届かないところを地域の方をお願いして手伝っていただいている。例えば、今の時代であれば連れさり事案が多いので、本校では、登下校時に地域の方に見守りをお願いしたり、読書指導ということで、子どもたちが読書に親しめる環境を作ってもらうため、地域の方にボランティアとして参加してもらったりしている。他の学校の場合では、もっと他の色んな形の中で来ていただいている。

(T 委員)

質問がある。基本的には、学校教育を支えてもらうという方向か？

(B 委員)

そうだ。

(T 委員)

地域をつくるという視点とは異なるか？

(B 委員)

そうだ。

(T 委員)

わかった。

(A 委員)

今、すべての小学校で取り組まれており、コーディネーターを中心に、学校を助けるという役割のようだ。去年まで、L 委員は小学校の校長先生だったとのことで、何か補足の取組はあるか。

(L 委員)

地域の方が学校のために何でもお手伝いしたい、助けていくんだという想いで、地域バンク、人材バンクのようなものを提案してくださり、協力している学校がほとんどだと思う。とても助かっている。例えば、調理実習の時にお手伝いに来てくださったり、草抜きに来てくださったり、先ほどの見守りの話もそうだが、昔遊び学習の時間の先生になってくださったりしている。生きた人材、生きた先生がたくさん増えて、助かっていると思う。

(A 委員)

H 委員、よろしいか。質問はあるか。

(H 委員)

日頃から色々な地域の方が学校を盛り立てていくんだということで、子どもたちや保護者、先生方と関わり、いじめもそうだが、虐待事案であったり、子どもの人権がもしかしたら侵害されているかもしれないというところをいち早くキャッチして、支援につなげていくというような目的も大きいと理解した。あっているか。

(A 委員)

本校の話ではあるが、昨年の体罰事案の反省をもとに、今年は本校を拠点に自由に、地域の人、小学校・中学校・幼稚園含めて、色々な方々が学校に入れるような体制を作っていこうと思っている。色々な形の先生方や地域の方が入ってくると、色々な目もでてくる。それによって気づきもでてくるのかなという方向で、我々もこれから取り組んでいこうかと思う。地域の方がどんどん入って支える、これが重要なことかなと思う。

(T 委員)

私も大賛成だが、それを中心にするばかりでなく、行政的に人材を増やすという部分の追及も続けてほしい。学校に人材をくれても、余っているということはない。足りない。その辺りの努力はしないといけない。

(A 委員)

さきほど B 委員がおっしゃった、マンパワーでやっているところもあるので、やっぱり色々な方に助けていただけるという方向が一番いいんじゃないかなと思う。学校だけでも、やはり限界があるので、その辺りは地域と学校が協力していただけたらいいのかなと思う。

(D 委員)

今回いじめの対策ということで参加させていただいて、法的に条例でこの委員会を立ち上げている。いじめということに対して、いじめが切り口で、青少年育成という話をされるんだろうなあと思って来た。いじめについて、色々な取組、過去から参加されている方はわかるかと思うが、尼崎のいじめの現状がどうなのかが、全然わかっていない。尼崎と県でどういう違いがあるのか、どういう特徴があるのか、1年間取り組んでどうだったのか、せめて、今の現状が他市とどう違うのかという話がないと、話がしにくいと、ずっと聞いて思っていた。協力するためにも、いじめの現状をしっかりと、尼崎はこういういじめが顕著だ、SNS が多くなってきた、小学校でこんなことが増えてきているといったことを聞かないと、勉強はできないなと思っているので、お聞かせいただきたい。

(A 委員)

K 委員、この場で話せる部分があればお願いしたい。

(K 委員)

今、詳しい手持ち資料がないが、さきほど、昨年、小学校で1,536件の認知があった話をさせていただいたが、例えばそのうちSNS系が52件とか、そういう数字はある。中学校では475件のうち59件。

(D 委員)

例えば、兵庫県の生徒指導のパーセンテージから考えたら、尼崎は多いのか。

(K 委員)

それは今から検証を進めていくところだ。

(D 委員)

例えば、平成30年度のは出ているか。それを比較していただけても、具体的な話ができる。特に高校生は具体的な話をしてやらないといけないので、ほしい。

(A 委員)

K委員、お願いできるか。他に質問等はあるか。

(H 委員)

子どもたちを守っていくために、教職員なり、保護者の人権感覚を養っていく必要があり、そのためには研修や啓発が必要であろうというご意見があったと思うが、一方で、先生方の負担が大きいという話が出ていたかと思う。教職員が一人で抱え込まないような環境づくりというか、体制づくりという話もでていたかと思うが、基本的にどのようなことに取組まれているのか、ご教授いただければと思う。

(A 委員)

各学校で、何かあるか。

(D 委員)

僕からすれば、抱え込むこと自体が間違い。ただ、先生にも個性があるので、しっかりと共有しよう、と。例えば、教師の中でも、支援が必要な生徒の状況についての資料を、個人情報だからこの場で回収します、ということや発想もある。いや、違う、だからこそ共有するんだ、という発想。個人情報の取扱いひとつ取っても、色んな考え方があるのが事実だ。高校は、いじめの件数はさほどないが、必ず共有、これしかない。当然、管理職含め、私も反省しないといけないが、相談してもらえそうな雰囲気づくりはしている。ただ、研修となれば、ほんとに実施がない。先生方は非常に知識が多い方々なので、研修すれば、すごく理解してくれる。気づきというのは、本音で言えば、若くして気づきを持てる方もいれば、55歳を過ぎてても、気づきを持っていない方もいる。これをどう変えていくかだ。

(A 委員)

中学校は何かあるか。

(F 委員)

中学校、本校の場合は、若い先生が多くなっているのでも、対応の仕方がわからないというところを、学年主任の先生の協力を得たり、または学年会を定期的開催している。ちなみに、週に1回開いている学年もある。行事が近づいたり、問題行動が多くなってきた学年ならば、週末にも開いている。いじめ防止対策委員会は月1回開催し、その情報を元に、生徒指導委員会で管理職を交えて、情報共有しながら子どもの状況を把握している。教師へのアドバイスも、管理職がサポートしてくれたり、学年主任がサポートしてくれたり。学校全体が、非常に若い先生が増えてきているので、1人で解決できるような先生っていうのがなかなかおらず、僕もわからないことがあったら聞くという形で状況を把握している。

(A 委員)

小学校はどうか。

(E 委員)

組織としては、学年主任、それから学年の中で生徒指導担当がいるので、そこで話をしている。その他、授業研究の一環で、どのクラスにどの先生が入ってもいい、というところを、研

究の側面から進めている学校もあるので、誰が入っても大丈夫、ウェルカムな状態で教室を開いているところが多いかと思う。あと、高学年は、教科担任制といって、例えば、1組の先生が2組の社会を教える、それから、3組の先生が2組の理科を教える、といった、担任を変えながら、中学校の教科担任のようなことをしながら教えるということをやっている小学校もある。

(L 委員)

補足してもいいか。先ほどB委員がおっしゃったが、小学校は生徒指導担当であっても授業を持っていないという立場の人がいないので、学年の中で起こったことは、担任が対応する。生徒指導の担当は他のクラスの担任の人や他の学年の担任だったり、学校中の生徒指導主任としても、クラスを持っている。なので、何か起こった時にすぐに動きたいと思っても、自分のクラスの子のことを置いておくとか、話を聞く時間を持つことも、大変難しい、取れないという状態があり、人手がかなり不足している。そういう面で、どなたに言えばよいかわからないが、中学校のように、各学校に生徒指導担当が1人ついてくださったら、冷静な、間に立った立場でみてくれるので、「どうせ先生、他のクラスの担任やん」というような、そういう目線のない人手が必要だと思う。

(A 委員)

小学校は今、1校ぐらいか、生徒指導担当がついているのは。これは県の配置だが、非常に大事なことかなと思う。人ってということについては、行政の方にもよろしくお願いしたい。他、何かないか。

(J 委員)

C委員から、ケース会議を毎週1回、月に1回、SC、SSWが入った形でされてるとの話があったと思うが、そういったケース会議に、例えば、児童ケースワーカーとかコミュニティソーシャルワーカーとか、P委員からも警察もトラブル対応のノウハウがあるので、早い段階から相談してほしいとの話があったので、警察関係者とか医療関係者とか、そういう学校外の人たちも、中に入れたケース会議をされてるところがあるかどうか知りたい。

(A 委員)

SSWについては、M委員からご意見いただけるか。

(M 委員)

関係機関の担当については、学校の抱える事案について、どんどん入っていただいているのが現状。なので、例えば、警察関係の方に入っていただくケースもあり、児童ケースワーカーに入っていただく、CSWやMSWも入ってきたりしているので、以前に比べると、学校は開かれてきているという状況。他にもそういった事案が入ってきた場合は、当課で調整をしながら、どんな方に入ってもらおうか学校と相談しながらやっている。

(J 委員)

その調整は、SSWの方がされるのか。

(M 委員)

指導主事のケースもある。どこから相談が入ってくるかにもよる。例えば、いくしあからであれば、こども相談支援課が把握して、そこで振り分けられて当課に入ってくるというケースがあるので、その場合は指導主事が連絡をとったり、隣のこども相談支援課と連携して、その相談員が入ることもある。色んなパターンがある。その方が、さきほどあったセーフティネットが広げられていいのかなとは思っている。ここにしか入ってこない、というのではなくて、色んなところから入ってくるのが現状。

(A 委員)

学校だけじゃなくて、色んな関係機関、SSWだったりSCであったり、警察の方など、色んなケース会議をする中で、1人の子どもに対してたくさんの人が関わるっていうのが大事なのかなと思う。他は、何かないか。

(D 委員)

高校はまず、ケース会議は行っていない。高校にはキャンパスカウンセラーがいる。年間27、28日しかいない。教育委員会からの派遣というのも厳しいので、ケース会議みたいなものをやるのが一番いいと私も思うが、なかなかできないなという現状がある。私もそうだが、マスコミ含め、いじめという言葉が簡単によく使われて、実際、重大事態というか事件に等しいようなケースでも、いじめってという言葉を使う。本校の場合は、親も含めて、状況によたらすぐ警察とも話をしている。

警察では、いじめ事案で学校現場から相談に来られるケースは多いか。学校からの「こういういじめがあったんだが、事件性について…」といった相談はあるか。

(P 委員)

学校からの相談は多い。中学校は、やっぱり密接というかすぐ連携が取れるので、中学校の相談が一番多い。次いで、高校で、一番少ないのは小学校かと思う。結構、学校単位で解決されることが多いので。だから、保護者から相談されるのは小学校が一番多い。

(D 委員)

高校は、色んな形で、青少年育成の観点で、いつも、警察に相談しようということはだいぶ共有されてるんですけど、何でもかんでもいじめの一言で、叩いてもいじめ、みたいなどころがあるんで、そこの意識を変えていこう、保護者の方にも変えてもらおうとしている。

(A 委員)

他は何かあるか。よろしいか。

今日は、たくさん意見が出たが、私から一点だけだが、やっぱり、早期発見や早期解決とよく言われるが、T委員がおっしゃったような、先生方の感性というか、ここをいかに磨くというか、小さいうちから発見できるという、先生方の意識をどういう風に育てていくのかということ。当然、このメンバーで考えていけないといけないところもあるが、地域とか行政にも、また、手助けしていただけたらと、私自身が思うところである。また、学校・家庭、行政、地域、三者一体含めて、協力していかないといけないかなと思う。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の運営について (ニーズ調査) 資料3

A委員より、「いじめ問題対策連絡協議会の運営について (ニーズ調査)」の実施主旨についての説明があった後、時間を設け、各委員が記載した調査票を回収した。

(3) その他

- ・西宮こども家庭センターから「令和元年度 県こども家庭センターの児童虐待相談の状況」について、資料に基づき説明があった。
- ・事務局から、社会教育課より提供のあったパンフレット「子どもの人権～子どもの未来を奪わないために～」と「Assertion アサーション～自分を大切に、相手も大切にする自己表現～」を紹介した。
- ・A委員から会議内容の公表について、議事要旨及び会議資料一式を尼崎市ホームページにて公開することを説明のうえ、了承を得た。

以 上